

○三芳町体育施設管理規則

平成31年3月29日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、三芳町体育施設条例（平成21年三芳町条例第25号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、三芳町体育施設（以下「体育施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者登録)

第2条 体育施設を利用する個人及び団体は、体育施設利用者登録届出書（様式第1号。以下「登録届出書」という。）を指定管理者に提出し、登録を受けることができる。

2 登録を受けることができる団体は、当該団体を構成する人数が10人以上のものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 登録を受けようとする個人及び団体のうち、三芳町に住所、勤務先若しくは通学先を有する個人（以下「町内者」という。）、町内者が当該団体を構成する人数の3分の2を超えるもの及び次の各号に定めるものは町内利用者とし、それ以外のは町外利用者とする。

(1) 三芳町体育協会加盟の団体

(2) 総合型地域スポーツクラブ

(3) 三芳町スポーツ少年団に登録のある単位団

4 登録の有効期間は、2年間とする。ただし、指定管理者が登録届出書を受理した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

5 登録を受けた個人及び団体は、当該登録に係る事項に変更を生じたときは、速やかに体育施設利用者登録変更届出書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用許可申請)

第3条 体育施設の利用の許可を受けようとするものは、体育施設利用許可申請書（様式第3号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請は、次の表の左欄に掲げる体育施設ごとに、右欄に掲げる期間までに提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

三芳町総合体育館	(1) 町内利用者として登録を受けた個人又は団体の利用は、利用しようとする日（以下「利用開始日」という。）の前3月から利用開始日前日まで (2) 町外利用者として登録を受けた個人又は団体の利用は、利用開始日の前1月から利用開始日前日まで	
三芳町運動公園グラウンド	(1) 町内利用者として登録を受けた個人又は団体の利用は、利用開始日の前	
三芳町運動公園テニスコート		
三芳町竹間沢テニスコート		月の初日から利用開始日前日まで
三芳町弓道場	(2) 町外利用者として登録を受けた個人又は団体の利用は、利用開始日の前月15日から利用開始日前日まで	

3 登録を受けていない個人又は団体で体育施設の利用の許可を受けようとする者は、利用日に申請するものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（利用許可書の交付）

第4条 指定管理者は、利用の許可を決定したときは、当該申請者に対し、体育施設利用許可書（様式第4号。以下「許可書」という。）を交付する。

2 総合体育館の個人利用施設に係る許可は、利用券（様式第5号）を交付して行うものとする。

（利用許可の取消し等）

第5条 指定管理者は、条例第8条に規定する利用許可の取消し等をするときは、体育施設利用許可変更・停止・取消し通知書（様式第6号）により利用者に通知するものとする。

（利用料金の納付）

第6条 条例第10条の利用料金は、第4条の許可書又は利用券の交付と引換えに、その全額を納付しなければならない。

（付属設備の利用料金）

第7条 総合体育館の付属設備を利用する場合の利用料金は、別表第1のとおりとする。

（利用料金の減免）

第8条 条例第11条に規定する利用料金の減額又は免除は、別表第2のとおりとする。

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、第3条に規定する利用許可申請を行う際に、体育施設利用料金減免申請書（様式第7号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、あらかじめ指定管理者が指定した減額又は免除の措置については、申請を省略することができる。

3 指定管理者は、利用料金の減額又は免除を決定したときは、体育施設利用料金減免承認書（様式第8号）を当該申請者に交付する。ただし、あらかじめ指定管理者が指定した減額又は免除の措置については、交付を省略することができる。

4 指定管理者は利用料金の減額又は免除が不相当と認めたときは、体育施設利用料金減免不承認決定通知書（様式第9号）を当該申請者に交付する。

（利用料金の支払）

第9条 条例別表第3の総合体育館における個人利用施設の利用料金の支払については、定期券を発行することができる。

2 前項の定期券の種類及び金額は、別表第3のとおりとする。

3 体育施設の利用料金の支払いについては、プリペイドカードを発行するこ

とができる。

4 前項のプリペイドカードの種類及び金額は、別表第4のとおりとする。

(利用料金の返還)

第10条 条例第12条ただし書の規定により、利用料金の全部又は一部を返還する場合の取扱いは、次に定めるところによる。

- (1) 体育施設の施設等の維持管理上又は公益上特に必要があるために指定管理者が利用の許可を取り消した場合 全額
- (2) 利用者の責めに帰すことのできない事由により、指定管理者が利用の許可を取り消した場合 全額
- (3) 総合体育館については、町内利用者として登録を受けた団体等が、利用開始日の前1月までに、前号以外の事由により、利用許可の取消しを受けた場合 全額
- (4) 総合体育館については、利用許可を受けた団体等が、利用開始日の前14日までに、利用許可の取消しを受けた場合 半額
- (5) 運動公園グラウンド及び運動公園テニスコート並びに竹間沢テニスコート並びに弓道場については、利用許可を受けた団体等が、利用開始日の前7日までに、利用許可の取消しを受けた場合 半額

2 利用料金の返還を受けようとする者は、体育施設利用料金返還申請書(様式第10号)を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、利用料金の返還を決定したときは、体育施設利用料金返還承認書(様式第11号)を当該申請者に交付する。

4 指定管理者は、利用料金の返還が不相当と認めるときは、体育施設利用料金返還不承認決定通知書(様式第12号)を当該申請者に交付する。

(原状変更の禁止)

第11条 利用者は、体育施設の原状を変更し、又は特別の設備を付加してはならない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(入場の禁止等)

第12条 指定管理者は、体育施設内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入場を禁止し、又はその者に対し、退場を命ずることができる。

(遵守事項)

第13条 体育施設を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けている目的以外で施設及び設備等を利用しないこと。
- (2) 施設、設備等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (3) 所定の場所以外において飲食しないこと。
- (4) 許可を受けずに印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布しないこと。
- (5) 準備及び後片付けは、利用時間内に行うこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、係員の指示に従うこと。

(町による管理運営)

第14条 条例第16条第1項の規定により、指定管理者に代わって町が体育施設の管理を行う必要が生じた場合において、この規則中「指定管理者」とあるのは「町長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、それぞれ読み替えるものとする。ただし、様式第6号、様式第9号及び様式第12号中「指定管理者を被告として」とあるのは、「三芳町を被告として」と読み替えるものとする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に三芳町体育施設条例(平成21年三芳町条例第25号)の規定により利用の許可を受けている者の利用料金については、改正後の三

芳町体育施設管理規則の利用料金の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年規則第9号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第1号）

この規則は、令和5年3月25日から施行する。

別表第1（第7条関係）

総合体育館における付属設備の利用料金

設備名	金額	備考
プライベートロッカー	1,040円	1口につき3か月間

別表第2（第8条関係）

1 総合体育館における減額又は免除

利用区分	適用
団体利用施設の利用の場合	1 公用及びこれに準ずる利用の場合 は、次のとおり利用料金を減額し、又は免除することができる。 (1) 町が公務のために利用する場合 （法令又は条例に基づく行政委員会及び附属機関を含む。） 全額免除 (2) 町立の学校が教育活動として参加する大会等に利用する場合 全額免除 (3) 体育協会等の公益団体が行う公益事業及びこれに伴う会議その他準備行為に利用する場合 全額免除 (4) 町長がスポーツの推進や体育館

	<p>利用の促進のため必要と認める場合</p> <p>ア 体育協会加盟の団体の主催する大会等事業で教育委員会が後援するもの 1/2減額</p> <p>イ その他町長が特別に必要と認めるもの 1/2減額</p> <p>(5) 町長が子ども、高齢者又は障がい者の健康増進等のため必要と認める場合</p> <p>ア 子ども（構成員の半数以上が16歳未満）の団体が利用するもの 1/2減額</p> <p>イ 高齢者（構成員の半数以上が65歳以上）の団体が利用するもの 1/2減額</p> <p>ウ 障がい者（主要構成員に障がい者を含む。）の団体が利用するもの 1/2減額</p>
個人利用施設の利用の場合	<p>2 下記の利用の場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 高齢者（65歳以上）又は障がい者が利用する場合 1/3減額</p> <p>(2) 町長がスポーツの推進、体育館利用促進等のため必要と認める場合</p> <p>ア 体育の日等あらかじめ指定す</p>

	<p>る日 全額免除（年5日以内）</p> <p>イ スポーツの推進、体育館利用促進等のための事業を企画する場合 別に定める割合を減額</p>
--	---

2 グラウンド、テニスコート及び弓道場における減額又は免除

利用区分	適用
大人、小中学生の利用の場合	<p>(1) 町又は教育委員会が主催又は主管する行事等に利用する場合 全額免除</p> <p>(2) 町又は教育委員会が経費の全部又は一部を負担して行う行事に利用する場合 全額免除</p> <p>(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する町内の社会教育関係団体が主催し、広く住民を対象とした社会教育事業のために利用する場合 全額免除</p> <p>(4) 前号に加盟する団体が主催し、大会等のために利用する場合 1/2減額</p> <p>(5) 前各号以外のもので教育委員会が特に認めたもの 別に定める割合を減額</p>

別表第3（第9条関係）

総合体育館における定期券

利用区分	種類	金額	備考
定期券			表示された期間内

			で1日1回2時間ま
町内利用者	1か月	2,770円	で、何日でも利用可
町外利用者 (近隣者を除く。)	1か月	4,600円	能

備考 定期券を利用する場合、別表第2の減額又は免除は、適用しない。

別表第4 (第9条関係)

プリペイドカード

利用区分	種類	金額
プリペイドカード	1,000度数券	1,000円
	3,300度数券	3,000円
	5,500度数券	5,000円
	11,000度数券	10,000円

備考 プリペイドカードは、1度数につき1円相当分の利用ができる。ただし、残度数は換金できない。

様式第 1 号（第 2 条関係）

体育施設利用者登録届出書

届出日： 年 月 日

登録番号					
フリガナ					
団体名					
フリガナ					
代表者					
代表者住所	〒	TEL	— —		
勤務先		TEL	— —		
登録施設	<input type="checkbox"/> 総合体育館 <input type="checkbox"/> グラウンド <input type="checkbox"/> テニスコート <input type="checkbox"/> 弓道場				
登録区分	<input type="checkbox"/> 大人 <input type="checkbox"/> 子供 <input type="checkbox"/> 公用 <input type="checkbox"/> 高齢者(65歳以上) <input type="checkbox"/> 障がい者				
	<input type="checkbox"/> アマチュアの体育、スポーツ、レクリエーション及び社会教育活動				
	<input type="checkbox"/> 上記以外				
人数	<input type="checkbox"/> 三芳町 <input type="checkbox"/> 富士見市 <input type="checkbox"/> ふじみ野市 <input type="checkbox"/> 左記以外				
	大人	人	子供	人	合計
種目					

※構成員の氏名・住所・連絡先電話番号・生年月日（年齢要件が求められる場合）を明示した書類を添付してください。

様式第2号（第2条関係）

体育施設利用者登録変更届出書

届出日： 年 月 日

登録番号					
フリガナ					
団体名					
フリガナ					
代表者					
代表者住所	〒	TEL	— —		
勤務先		TEL	— —		
登録施設	<input type="checkbox"/> 総合体育館 <input type="checkbox"/> グラウンド <input type="checkbox"/> テニスコート <input type="checkbox"/> 弓道場				
登録区分	<input type="checkbox"/> 大人 <input type="checkbox"/> 子供 <input type="checkbox"/> 公用 <input type="checkbox"/> 高齢者(65歳以上) <input type="checkbox"/> 障がい者				
	<input type="checkbox"/> アマチュアの体育、スポーツ、レクリエーション及び社会教育活動				
	<input type="checkbox"/> 上記以外				
人数	<input type="checkbox"/> 三芳町 <input type="checkbox"/> 富士見市 <input type="checkbox"/> ふじみ野市 <input type="checkbox"/> 左記以外				
	大人	人	子供	人	合計
種目					

※構成員の氏名・住所・連絡先電話番号・生年月日（年齢要件が求められる場合）を明示した書類を添付してください。

様式第3号（第3条関係）

体育施設利用許可申請書

年 月 日

（あて先）三芳町体育施設指定管理者

申請者 住所

氏名

電話番号

三芳町体育施設条例第7条の規定により、下記のとおり施設の利用の許可を受けたいので申請します。

記

利用日 時間	施設名及び設備名	利用種目 利用人数	基本利用料
行事名		基本利用料	
		増額利用料	
営利	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	合計	
注意事項		免除額	
		返還額	
		備考	

様式第4号（第4条関係）

体育施設利用許可書

年 月 日

様

三芳町体育施設指定管理者 印

三芳町体育施設条例第7条の規定により、下記のとおり施設の利用を許可します。

記

利用日時間	施設名及び設備名	利用種目 利用人数	基本利用料
行事名		基本利用料	
		増額利用料	
営利	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	合計	
注意事項			
		免除額	
		返還額	
		備考	

様式第5号（第4条関係）

（券売機用）

利用券	
年 月 日	
利用終了予定時間	まで
1人1回2時間まで当日限り有効	
利用料	円
三芳町総合体育館	

様式第 6 号（第 5 条関係）

体育施設利用許可変更・停止・取消し通知書

第 号
年 月 日

様

三芳町体育施設指定管理者 印

このことについて、下記のとおり施設の利用の変更・停止・取消しをいたします。

記

- 1 利用日時
- 2 利用施設名
- 3 利用内容
- 4 変更(停止・取消し)の理由

様式第7号（第8条関係）

体育施設利用料金減免申請書

年 月 日

（あて先）三芳町体育施設指定管理者

申請者 住所

代表者 氏名

電話番号

三芳町体育施設条例第11条及び同管理規則第8条第1項の規定により、下記のとおり利用料金の免除等を受けたいので申請します。

記

利用日 時間	施設名及び設備名	利用種目 利用人数	基本利用料
行事名		基本利用料	
		増額利用料	
営利	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	合計	
入場料	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
注意事項			
		免除額	
		返還額	
		備考	

様式第 8 号（第 8 条関係）

体育施設利用料金減免承認書

年 月 日

様

三芳町体育施設指定管理者 印

年 月 日付けで申請のありました体育施設利用料金減免申請について、
三芳町体育施設条例第 1 1 条及び同管理規則第 8 条第 1 項の規定に照合の結果、下記のと
おり承認します。

記

利用日時間	施設名及び設備名	利用種目 利用人数	基本利用料
行事名		基本利用料	
		増額利用料	
営利	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	合計	
入場料	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
注意事項			
		免除額	
		返還額	
		備考	

様式第9号（第8条関係）

体育施設利用料金減免不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

三芳町体育施設指定管理者 印

年 月 日付けで申請のありました体育施設利用料金の減免等については、下記のとおり三芳町体育施設条例第11条及び同管理規則第8条第1項の規定に照合の結果、不承認とすることに決定しましたので、同管理規則第8条第4項の規定により通知します。

記

- 1 利用日時
- 2 利用施設名
- 3 利用内容
- 4 不承認の理由

様式第10号（第10条関係）

体育施設利用料金返還申請書

年 月 日

（あて先）三芳町体育施設指定管理者

申請者 住所
氏名
電話番号

下記のとおり体育施設利用料金の返還を受けたいので、三芳町体育施設管理規則第10条第2項の規定により申請します。

記

利用日時間	施設名及び設備名		利用種目 利用人数	基本利用料
行事名			基本利用料	
			増額利用料	
営利	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		合計	
入場料	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			
返還申請理由			免除額	
			返還額	
			備考	
口座番号		口座名義		
振込先				
口座種類				

様式第 11 号 (第 10 条関係)

体育施設利用料金返還承認書

年 月 日

様

三芳町体育施設指定管理者 印

年 月 日付けで申請のありました体育施設利用料金の返還については承認することに決定しましたので、三芳町体育施設管理規則第 10 条第 3 項の規定により通知します。

記

利用日時間	施設名及び設備名	利用種目 利用人数	基本利用料
行事名		基本利用料	
		増額利用料	
営利	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	合計	
入場料	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
返還申請理由		免除額	
		返還額	
		備考	
口座番号	口座名義		
振込先			
口座種類			

様式第 1 2 号 (第 1 0 条関係)

体育施設利用料金返還不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

三芳町体育施設指定管理者 印

年 月 日付けで申請のありました体育施設利用料金の返還については、
下記のとおり不承認とすることに決定しましたので、三芳町体育施設管理規則第 1 0 条第
4 項の規定により通知します。

記

- 1 利用日時
- 2 利用施設名
- 3 利用内容
- 4 不承認の理由

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第4条関係)

様式第6号 (第5条関係)

様式第7号 (第8条関係)

様式第8号 (第8条関係)

様式第9号 (第8条関係)

様式第10号 (第10条関係)

様式第11号 (第10条関係)

様式第12号 (第10条関係)